

四 半 期 報 告 書

(第15期第 1 四半期)

ngi group株式会社

(E05562)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月5日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
【会社名】	ngi group株式会社
【英訳名】	ngi group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金子 陽三
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目26番1号
【電話番号】	03 (6821) 0000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 丹澤 みゆき
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目26番1号
【電話番号】	03 (6821) 0000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 丹澤 みゆき
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期 第1四半期連結 累計期間	第15期 第1四半期連結 累計期間	第14期
会計期間	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日
売上高 (千円)	1,340,246	1,208,355	5,418,585
経常利益 (千円)	44,504	118,240	270,386
四半期(当期)純利益 (千円)	50,569	194,058	181,910
四半期包括利益又は 包括利益 (千円)	△182,155	164,141	△495,611
純資産額 (千円)	5,664,855	5,494,244	5,336,833
総資産額 (千円)	7,459,959	6,543,961	6,519,423
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	406.19	1,463.38	1,436.13
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	404.40	1,462.97	1,433.20
自己資本比率 (%)	67.0	77.6	75.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第14期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第14期第1四半期連結累計期間から1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第14期四半期累計期間及び第14期連結会計年度の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表について遡及適用しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（インターネット関連事業）

新規取得：イーファクターマーケティング（株）

この結果、平成23年6月30日現在では、当社グループは、当社、連結子会社5社及び持分法適用関連会社4社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループが事業展開を行うインターネット関連市場において、(株)野村総合研究所の発表によりますと、平成22年度の国内のインターネットビジネス市場は約12兆円まで拡大しており、平成23年度には約13兆円、平成27年度には約18兆円に達するものと見込まれております。また、(株)矢野経済研究所によりますと、国内市場におけるスマートフォンの出荷台数は、平成22年度には850万台であり、また平成23年度には2,131万台に達すると予測しております。さらに、平成23年度の国内移動体通信端末出荷台数の過半数がスマートフォンとなるとの予測をしており、既存のフィーチャーフォン（従来型携帯電話）からのシフトが急速に進んでいくものと見込まれております。

今後のインターネットビジネスは、急速に普及するスマートフォンを基盤とした関連サービスと、近年台頭したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを軸としたソーシャルインターネットサービスの分野の拡大が期待されます。

こうした環境のもと、当社グループにおきましては、平成24年3月期事業戦略として以下の3つの施策を掲げ、取り組みを行っております。

1. スマートフォン及びソーシャルインターネットへの対応

大きな市場変化を商機ととらえ、既存広告商材（モバイルアドネットワーク、SEO等）のスマートフォン及びFacebookへの対応と、ソーシャルインターネットの特性を活かした新たな商材の開発・市場投入を継続的に行ってまいります。

2. 自社の事業資産を活かした収益力の向上

クライアント企業のソーシャルメディアやスマートフォンへの移行ニーズを商機として自社商材比率を高め、利益率向上を目指します。また、これまでのモバイル公式CP（コンテンツ・プロバイダー）中心のクライアント構成からナショナルクライアントやその他のPCクライアントへ顧客層の拡大を図ってまいります。

3. 将来の事業規模拡大に向けた取り組み

以下の施策に取り組んでまいります。

- ・事業の成長スピードを高めるため、関連事業のM&Aや事業提携の積極的展開
- ・これまで培ったソーシャルグラフマーケティングやソーシャルアプリケーションの運営ノウハウを活かした、将来の事業成長を支える新規自社サービスの立ち上げ
- ・事業のグローバル展開

この結果、当第1四半期累計期間の連結売上高は1,208百万円（前年同四半期比9.8%減）となり、連結営業利益は143百万円（前年同四半期比421.9%増）、連結経常利益は118百万円（前年同四半期比165.7%増）、連結四半期純利益は194百万円（前年同四半期比283.7%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間の各セグメントの概況は、以下のとおりであります。

（インターネット関連事業）

インターネット関連事業は、インターネット広告事業、マーケティング支援事業及びコンシューマー向け事業を展開しております。当第1四半期連結累計期間においては、モバイルアドネットワーク「AD-STA（アドスタ）（※）」の配信数が引き続き拡大を続け、月間広告表示回数は50億回を突破しております。また、スマートフォン向けアドネットワーク「AD-STA for smartphone」をリリースし、急拡大が見込まれるスマートフォン広告領域にもサービス提供を開始しております。

SEO事業においては、法人向け Facebook ページ支援サービスとして「Facebook ページ SEO サービス」を開始いたしました。また、PC 及びスマートフォンへの対応を見据え、PCサイト向けSEO事業を展開するイーファクターマーケティング（株）を100%子会社化しております。

以上から、インターネット関連事業は順調に推移し、安定的な収益を計上しております。自社広告商材比率を高める取り組みによりセグメント売上高は減少したものの、売上総利益率の向上と販管費削減効果が寄与し、当第1四半期連結累計期間におけるインターネット関連事業は売上高962百万円（前年同四半期比10.2%減）となり、営業利益は80百万円（前年同四半期比551.5%増）となりました。

※1 「AD-STA(アドスタ)」

クリック率やコンバージョン率、費用対効果などの広告実績に基づき、モバイルメディアとモバイル広告の組み合わせを最適化する機能を持つアドネットワークサービス

（インベストメント&インキュベーション事業）

インベストメント&インキュベーション事業は、主にシード／アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や、未来予想（株）によるプレスリリース配信达行、レンタルオフィス運営、経営管理コンサルティング等のインキュベーションサービスを提供しております。

当事業におきましては、未来予想（株）が提供する広報支援・プレスリリース配信サービスの「@Press」及びレンタルオフィス事業が順調に推移する一方、営業投資有価証券の売却を抑制したことにより、当第1四半期連結累計期間におけるインベストメント&インキュベーション事業は売上高246百万円（前年同四半期比1.0%減）、営業利益112百万円（前年同四半期比15.7%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ24百万円増加し、6,543百万円となりました。これは主にイーファクターマーケティングを子会社したことにより、のれんが99百万円増加したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末と比べ132百万円減少し、1,049百万円となりました。これは主に買掛金が42百万円及び繰延税金負債が18百万円減少したことによります。

純資産合計は前連結会計年度末と比べ157百万円増加し、5,494百万円となりました。これは主に四半期純利益194百万円を計上したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

平成19年7月13日開催の取締役会において、当社グループとして株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様はその買収防衛の可否を判断いただくため、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定め、その有効期限を翌年の定時株主総会終結までとしております。本ルールにつきましてはその後も定時株主総会終了後の取締役会において継続を決議しており、本年においても平成23年6月23日開催の取締役会において、本ルールの継続を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

① 本ルールの目的

大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項であると考えますが、そのためには買収提案に関する十分な情報やそれを評価するために相応の時間が株主の皆様に提供されて然るべきであると考えます。

そのためにも、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価および取得後の経営計画が妥当かどうかを株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社グループが営む事業の背景を踏まえた上で、今後の経営方針、事業計画などの当社グループの将来の企業価値を形成すべき方針や施策について適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては諮問委員会が株主の皆様の利益のために買収提案の改善を大規模買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要だと考えます。

また、平成23年6月30日現在、当社役職員等により発行済株式総数の15%以上が保有されておりますが、当社は公開会社であり、株主の意思に基づく自由な売買が可能であることから、当社役職員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって上記比率が低下する可能性があります。また、当社グループは今後、高い経済成長が見込まれる地域やインターネット以外の成長産業にも投資対象を広げるなど、あらゆるビジネス領域への進出も中期的な経営戦略としており、その過程において新株式の発行等、資本市場から資金調達を行った場合には各株主の持株比率は希釈化される可能性もあり、現在の株主構成が大幅に変動する可能性があります。

す。

これらの事由を考慮すると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為が行われる可能性も決して否定できない状況にあります。このため、当社ではこのような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為を行うに際してのルールを設定いたします。

② 本ルールの内容

(イ) 大規模買付者は大規模買付行為を行う前に必ず当社取締役会宛に以下の内容を含んだ意向表明書とともに大規模買付者の商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して郵送にて提出するものとします。

(甲) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先

(乙) 大規模買付者が既に保有する当社株券等の数

(丙) 大規模買付者が今後取得を予定する当社株券等の数

(丁) 本ルールに従う旨の誓約

(ロ) 当社は大規模買付者からの意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付行為に対して株主の皆様及び諮問委員会が判断を行うに十分な以下の内容を含んだ情報のリスト（以下「情報リスト」という）を大規模買付者に交付します。

(甲) 大規模買付者の概要（大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験を含みます。）

(乙) 大規模買付行為の目的及び内容

(丙) 当社株式の取得対価及びその算定根拠

(丁) 買付資金の存在を根拠づける資料

(戊) 当社の経営に参画後5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(己) その他、当該大規模買付行為を判断するのに必要な情報

大規模買付者は当社から情報リストを受領後、速やかに情報リストに従って諮問委員会に対して情報を提供するものとし、当初に大規模買付者から提供された情報では情報リストが求める内容に不十分であると当社諮問委員会が判断した場合には、大規模買付行為に対する判断を行うに十分な情報が揃うまで大規模買付者に対して情報提供を求めることがあります。なお、本ルールに則った大規模買付者が現れた事実及び諮問委員会に提供された大規模買付行為に関する情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、諮問委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(ハ) 諮問委員会は、情報リストに基づく大規模買付行為に関する情報のすべてを受領したと判断された時点で、その旨を大規模買付者に通知いたします。当該通知をした日の翌日から60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合）又は90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のために必要な期間（以下、「諮問委員会検討期間」という）として確保できしかるべきものと考えます。諮問委員会は諮問委員会検討期間内に独立の外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する諮問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は（ハ）における諮問委員会としての意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとします。

③ ルール

(イ) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守したうえで大規模買付行為を実施する場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法且つ相当な対応をとることがありますが、④に定める対抗措置をとりません。

ただし、たとえ当社が設定した本ルールを遵守した大規模買付行為であった場合でも、当該大規模買付行為が以下にあげるような企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、企業価値・株主共同の利益を確保するために④に定める対抗措置をとる場合があります。

- (甲) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、大規模買付行為を行い、その株式について当社及び当社関係者に対して高値買取りを要求する行為
- (乙) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (丙) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (丁) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (戊) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
- (ロ) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守しない場合には、諮問委員会は企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、④に定める対抗措置をとることとします。

④ 対抗措置

本ルールにおける対抗措置としては、法令及び当社定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の当社株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭におき、その緊急対応性、効果及びコスト等を総合的に勘案した上で、諮問委員会の協議によって決定され、その対抗措置が新株式や新株予約権の発行などによる当社の議決権の数に変動を生じさせる可能性のある方法の場合にはそのすべてを株主総会に諮り、株主の皆様のご判断をいただく他、その他の対抗措置をとる場合においても必要に応じて株主の皆様にご判断をいただく場合があります。

⑤ 株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

(イ) 本ルールが株主の皆様および投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくために必要かつ十分な情報や諮問委員会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が諮問委員会からの代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。

また、本ルールに従って大規模買付行為が行われるにもかかわらず、当社が対抗措置を発動するのは、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると合理的に判断される場合に限られます。従いまして、本方針の導入は当社株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、③において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なり得ますので、当社株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださいますようお願いいたします。

(ロ) 対抗措置発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

当社の社外取締役の協議の結果、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、法令及び当社定款上許容される対抗措置を発動する場合については、当社の株主総会において株主の皆様にご判断いただく場合か否かにかかわらず当社株主の皆様（本ルールに違反した大規模買付者及び③（イ）において当社の企業価値・株主共同の利益の確保に反する大規模買付行為であると当社の社外取締役および社外監査役が判断した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。諮問委員会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時かつ適切な開示を行います。

⑥ 本ルールの見直し及び有効期間

本ルールは関係法令の整備等を踏まえ、当社取締役会において随時見直しを行い、また、当社取締役会または株主総会の決議により、何時でも廃止することができるものとします。

また、本ルールの有効期間は平成23年6月下旬開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において選任される取締役によって構成される取締役会において再度設定の検討がなされることとします。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は0百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	443,544
計	443,544

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	132,610	132,610	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度を採用して おりません。
計	132,610	132,610	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月30日	—	132,610	—	1,840,519	—	61,350

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 132,610	132,610	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	132,610	—	—
総株主の議決権	—	132,610	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。なお、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成23年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,231,780	3,089,553
受取手形及び売掛金	631,848	623,473
有価証券	500,000	500,000
営業投資有価証券	1,319,921	1,313,473
たな卸資産	9,084	9,872
その他	173,454	290,532
貸倒引当金	△9,720	△3,132
流動資産合計	5,856,368	5,823,774
固定資産		
有形固定資産	62,876	59,937
無形固定資産		
のれん	16,113	107,997
その他	228,707	230,851
無形固定資産合計	244,821	338,849
投資その他の資産		
投資有価証券	53,508	12,398
関係会社株式	121,198	135,066
その他	203,457	196,620
貸倒引当金	△22,807	△22,685
投資その他の資産合計	355,357	321,400
固定資産合計	663,055	720,187
資産合計	6,519,423	6,543,961
負債の部		
流動負債		
買掛金	240,210	197,642
短期借入金	50,000	37,502
1年内返済予定の長期借入金	30,024	28,416
未払法人税等	40,701	35,784
繰延税金負債	431,742	413,669
その他	289,081	242,085
流動負債合計	1,081,760	955,100
固定負債		
長期借入金	99,364	93,466
その他	1,465	1,151
固定負債合計	100,829	94,617
負債合計	1,182,590	1,049,717

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成23年 6 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,840,519	1,840,519
資本剰余金	1,414,450	1,414,450
利益剰余金	1,036,036	1,215,508
株主資本合計	4,291,006	4,470,477
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	371,379	372,023
繰延ヘッジ損益	267,108	235,167
その他の包括利益累計額合計	638,487	607,191
新株予約権	82,313	80,745
少数株主持分	325,026	335,830
純資産合計	5,336,833	5,494,244
負債純資産合計	6,519,423	6,543,961

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	1,340,246	1,208,355
売上原価	926,562	751,343
売上総利益	413,684	457,011
販売費及び一般管理費	386,279	313,987
営業利益	27,404	143,024
営業外収益		
受取利息	719	1,592
受取配当金	566	1,346
持分法による投資利益	2,625	—
保険解約返戻金	5,960	—
解約手数料	17,980	—
その他	1,101	2,586
営業外収益合計	28,953	5,525
営業外費用		
支払利息	2,165	996
持分法による投資損失	—	25,863
為替差損	9,532	2,579
その他	155	870
営業外費用合計	11,853	30,309
経常利益	44,504	118,240
特別利益		
投資有価証券売却益	3,726	90,200
関係会社株式売却益	178	—
事業譲渡益	2,389	—
新株予約権戻入益	—	1,568
特別利益合計	6,294	91,769
特別損失		
固定資産除却損	413	279
減損損失	—	1,791
持分変動損失	—	2,903
特別損失合計	413	4,974
税金等調整前四半期純利益	50,385	205,034
法人税、住民税及び事業税	10,512	7,417
法人税等調整額	1,402	2,180
法人税等合計	11,915	9,597
少数株主損益調整前四半期純利益	38,469	195,437
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△12,100	1,378
四半期純利益	50,569	194,058

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	38,469	195,437
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△345,751	644
繰延ヘッジ損益	125,126	△31,940
その他の包括利益合計	△220,624	△31,295
四半期包括利益	△182,155	164,141
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△169,461	162,762
少数株主に係る四半期包括利益	△12,693	1,378

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、新たに取得した100%子会社であるイーファクターマーケティング株式会社を連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計方針の変更) 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	26,473千円	22,031千円
のれんの償却額	3,345千円	7,584千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月22日 取締役会	普通株式	8,678	70	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	14,587	110	平成23年3月31日	平成23年6月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	インターネット 関連事業	インベスト メント&イ ンキュベ ーション事業	その他事業	計			
売上高 外部顧客への 売上高	1,071,245	248,836	20,164	1,340,246	1,340,246	—	1,340,246
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,071,245	248,836	20,164	1,340,246	1,340,246	—	1,340,246
セグメント利益 又は損失(△)	12,417	133,852	△62,873	83,395	83,395	△55,991	27,404

(注) 1. セグメント利益の調整額△55,991千円は、全額各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは、親会社本社の管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	インターネット 関連事業	インベストメン ト&インキュベ ーション事業	計			
売上高 外部顧客への 売上高	962,067	246,287	1,208,355	1,208,355	—	1,208,355
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	962,067	246,287	1,208,355	1,208,355	—	1,208,355
セグメント利益	80,899	112,804	193,703	193,703	△50,679	143,024

(注) 1. セグメント利益の調整額△50,679千円は、全額各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは、親会社本社の管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「その他事業」セグメントを構成しておりました3Di(株)が前連結会計年度末において連結範囲から除外されたため、当第1四半期連結会計期間から、「その他事業」セグメントを報告セグメントとして記載する事業セグメントから除外しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「インターネット関連事業」セグメントにおいて、収益性が低下し投資額の回収が困難と見込まれるソフトウェアについて帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として特別損失へ計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間において1,791千円であります。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	406円19銭	1,463円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	50,569	194,058
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	50,569	194,058
普通株式の期中平均株式数(株)	124,499	132,610
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	404円40銭	1,462円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	551	37
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の金額は、401円20銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 配当の総額 | 14,587千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 110円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年6月2日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 4 日

ngi group株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 垣 芽 衣 印

業務執行社員 公認会計士 入 澤 雄 太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月8日
【会社名】	ngi group株式会社
【英訳名】	ngi group, inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金子 陽三
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目26番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長 金子陽三は、当社の第15期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。